

宇治市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年2月28日

宇治市監査委員
池上 哲朗
松岡 ゆかり
松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和3年度の福祉子ども部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

貸付金元利収入収入状況（子ども福祉課）

学童保育協力金収入状況（子ども福祉課）

児童扶養手当等返還金収入状況（子ども福祉課）

保育所保育料収入状況（保育支援課）

保育所給食費収入状況（保育支援課）

委託料支出状況（子ども福祉課、保育支援課、保健推進課）

補助金支出状況（子ども福祉課、保育支援課、保健推進課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、福祉子ども部子ども福祉課、保育支援課及び保健推進課における事務事業のうち、主として令和3年4月1日から同年10月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和3年12月1日から27日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和4年1月25日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 こども福祉課

(1) 貸付金元利収入収入状況について

滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。

なお、平成 30 年度の前回定期監査において、調定の不備が見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 学童保育協力金収入状況について

催告が行われていない事例が見受けられた。適正な事務の執行を求める。

また、滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。

(3) 児童扶養手当等返還金収入状況について

滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。

(4) 委託料支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

なお、前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(5) 補助金支出状況について

支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

2 保育支援課

(1) 保育所保育料収入状況について

滞納整理事務マニュアルと異なる運用が行われていた。適正な事務の執行を強く求める。

(2) 保育所給食費収入状況について

滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

なお、平成 30 年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(4) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

3 保健推進課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

第7 要望事項

債権回収には、担当する職員が長年培ってきた知識や経験の積み上げが必要であり、それらを人事異動により、数年で職員が入れ替わる状況下においても引き継ぐものとして、また、債権の発生から消滅に至るまでの一連の事務手続を適正かつ公平、効率的に進めるためには、債権の性質をはじめ具体的な徴収手続や基準を示した滞納整理事務マニュアルを整備しておくことが必要である。債権を管理する所属のうち、マニュアルが整備されていない所属においては、速やかに整備され、適正な債権管理に努められたい。